

交付金のスケジュールや算定方式

関係資料より抜粋

(2) 今後のスケジュール等(予定)

ア 国からの内示及び評価結果の市町村への送付

平成 30 年 11 月 30 日(金)

イ 交付申請書(市町村分)の国への提出

期限:平成 31 年1月 31 日(木)

ウ 国からの交付決定に係る県への市町村分の交付決定通知依頼

平成 31 年3月上旬

5 留意点

- (1) 報告に当たっては、「平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金(市町村分)について」(平成 30 年 2 月 28 日事務連絡)における別紙「平成 30 年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標」中の①趣旨・考え方、②時点、③留意点、④報告様式への記載事項・提出資料に留意する。

～略～

- (5) 予定していた取組を実施することが出来なかった場合、評価指標による実施状況等に誤りがあった場合は、平成 31 年度に予定している保険者機能強化推進交付金(市町村分)の交付額の算定基礎となる得点から減点するとのことなので、承知おきください。

第 1 交付額の算定方法等

1 交付額の算定方法

全市町村を交付対象とする。各市町村に対する交付額の算定方法は、各市町村の「評価指標毎の加点数×第 1 号被保険者数」により算出した点数を基準として、全市町村の「各市町村の算出点数×各市町村の第 1 号被保険者数」の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算総額}(\text{※}) \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第 1 号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第 1 号被保険者数}) \text{の合計}}$$

(※) 市町村分と都道府県分の合計で 200 億円の予算規模であるが、都道府県分は、約 10 億円程度とすることを想定しているため、市町村分は、200 億円からこの額を控除した額とする。ただし、都道府県分については都道府県全体として所要額がこれを下回る場合には減額する等のこともあり得る。